

山口市元気いきいきひろば設置運営団体募集要項

募集の趣旨	高齢者が介護の必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域住民と共に介護予防に資する活動に参加し、交流をもつことで、社会的孤立を防止するとともに、生きがいづくり及び健康保持を図ることを目的として、高齢者の通いの場である「元気いきいきひろば」を整備します。 この元気いきいきひろば設置運営事業は、山口市が「介護予防・日常生活支援総合事業」における「サービス・活動事業」の「通所型サービス・活動B（住民主体によるサービス・活動）」として実施しています。 この募集は、「元気いきいきひろば」の設置・運営を行う団体を選定する目的で行うものです。
募集内容	■時期 令和8年9月以降に開設が見込まれるもの ■募集圏域 ・北東圏域：仁保、小鯖、大内、宮野 ・中央圏域：白石、湯田 ・鴻南圏域：吉敷、平川、大歳 ・南部川西圏域：嘉川、佐山、阿知須 ・南部川東圏域：陶、秋穂二島、名田島、秋穂 ・徳地圏域：串、島地、出雲 ・阿東圏域：篠生、嘉年 ■事業の内容 - ア 高齢者の交流と介護予防の活動の場の提供 - イ 要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者と、地域の高齢者が共に行う介護予防に資するサービスの提供 - ウ 介護予防の体操等の運動の提供（15分～1時間程度） - エ 要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者と、幅広い地域住民との交流の促進 ■元気いきいきひろばの要件 - ア 実施場所及び設備 ・事業を実施するため、事業対象者と地域の高齢者が集うに適した場所。 ・高齢者複数人が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有する施設を確保すること。（目安：1人あたり3㎡以上のスペースの確保。概ね10人以上の広さが望ましい） - イ 開設日数及び開設時間 ・原則週1回以上、年間48回以上開催すること。 ・1回の開催時間は、2時間以上であること。 - ウ 開設期間 ・1年以上継続して開設する見込みがあること。 - エ 人員配置 ・事業の実施に必要な人員を確保すること。 - オ 利用料 ・事業の実施あたっては、社会通念上相当な額の範囲内で一定の利用料を定め、利用者から当該利用料を徴収しても差し支えないものとする。 - カ 地域包括支援センターとの連携 ・要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者の受け入れにあたっては、サービスが円滑かつ効果的に提供されるよう担当地域包括支援センターと十分な連携をとるものとする。 - キ 遵守事項 ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・従事者または従事者であった者の秘密の保持 ・損害賠償保険に加入すること ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出 ・市が実施する介護予防のリーダー研修・交流会等に参加すること。 ・高齢者以外の幅広い世代の地域住民にも開放し、高齢者と地域住民との交流を促進するよう努めること。

補助金額		週1回以上開催 (月4～7回開催)	週2回以上開催 (月8回以上開催)
	基本額	39,000円/月	70,000円/月
	施設借上料の加算	2,000円/月	4,000円/月
	送迎加算	34,000円/月	68,000円/月
	送迎加算(中山間地域)	36,000円/月	72,000円/月
※ 補助金は、事業対象者の割合で金額が変わります。			
応募資格	今回の募集に応募ができる団体は、次の(1)若しくは(2)、及び(3)から(5)の要件を満たす団体とします。 (1) 高齢者を地域住民が相互に支えあう体制づくり及び介護予防の推進に意欲のある住民主体の団体にあっては、本市内に住所を有する法人又は団体であること。 (2) 住民主体の団体ではない法人又は団体にあっては、本市内で高齢者の介護予防に関連する事業の経験を有する法人又は団体で、かつ高齢者の地域における介護予防の推進、地域包括ケアシステムの構築に関し、相当の知識及び熱意のある法人又は団体であること。 (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。 (4) 山口市暴力団排除条例(平成23年12月22日条例第33号)第2条に規定する暴力団または暴力団員の統制下にある団体でないこと。 (5) 元氣いきいきひろばを1年以上継続して運営すること。		
応募方法	■提出受付 随時 ■提出先 山口市役所 高齢福祉課 地域包括ケア担当 ■提出書類 (1)元氣いきいきひろば事業計画書 (2)事業予算書(任意の様式)		
選定方法	書類審査及び必要に応じて行うヒアリング、現地調査により、元氣いきいきひろば設置・運営団体を選定します。 なお、元氣いきいきひろばは、通所型サービスB(住民主体の支援)として設置するため、住民主体の団体を優先します。		
審査の視点	(1) 団体の運営方針や運営体制、事業実績の適格性 (2) 施設所在地の利便性、適格性及び設置する地域の必要性 (3) 活動内容の妥当性と見込まれる効果 (4) 地域との交流・連携の強さ		
審査結果の通知	選定結果は、文書で通知します。		
設置運営にあたり遵守すべき法令等	元氣いきいきひろばの設置、運営に際しては、それぞれ該当する以下の法令等及び条件を遵守していただきます。なお、ここに掲げる法令、条例及び関係規定が全てではないのでご注意ください。 ・建築基準法及び関係法令 ・消防法及び関係法令		
その他	選定された事業予定団体は、事業実施にあたり、事業内容等について詳細を市と協議していただきます。		
お問い合わせ先	■山口市役所 高齢福祉課 地域包括ケア担当 〒753-8650 山口市亀山町2番1号 TEL 083-934-2792 FAX 083-934-2647		